

平成 25 年 9 月 19 日  
一般社団法人 全国建設業協会

「適正な公共事業の執行についての取組みの強化」の進捗状況

I 取組み強化キャンペーンの実施

【目的】「全建社会保険加入促進計画」の推進及び「適正な賃金水準の確保」の趣旨の徹底

イ. 取組み強化セミナー等の実施

都道府県協会関係者に対してセミナーを開催

- ・平成 25 年 9 月 19 日（木）全建協議員会において国土交通省労働資材対策室長の講演
- ・平成 25 年 11 月 5 日（火）全国建設労働問題連絡協議会においてセミナーを予定
- ・平成 26 年はじめの全国専務理事・事務局長会議において説明会を予定

ロ. 取組み強化キャラバンの派遣

全建の役職員が都道府県協会を訪問して要請

宮城県協会（8 月 19 日）、茨城県協会（8 月 26 日）、秋田県協会（8 月 26 日）、埼玉県協会（8 月 28 日）、香川県協会（8 月 29 日）、神奈川県協会（9 月 2 日）、山口県協会（9 月 4 日）、山梨県協会（9 月 6 日）

今後、各都道府県協会への訪問の機会を活用し順次実施予定

ハ. 取組み相談窓口の設置

全建労働部に取組み強化キャンペーンに係る相談窓口を 7 月 26 日に設置

ニ. 取組み強化キャンペーンのホームページの開設

全建ホームページに開設

II 取組み強化のためのアンケート調査等の実施

(1) 建設技能労働者の賃金水準の実態調査

国土交通省から依頼を受けて都道府県建設業協会（被災 3 県及びその周辺の 7 県を除く）に対し調査を実施。第 1 回目の 7 月調査は報告済みで、9 月調査から 4 半期ごとに調査の予定

(2) 適切な賃金水準の確保等の取組み状況のアンケート調査

国は、平成 25 年度公共工事設計労務単価を引き上げ建設業界に対して適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底を要請。全建は、この要請に対してどのような課題があるかを把握し今後の取組みの基礎資料とするために、8 月に各都道府県協会会員企業のそれぞれ 30 社を無作為に選定しアンケート調査を実施

調査結果を 9 月末に公表の予定

平成25年7月26日  
一般社団法人 全国建設業協会

## 適正な公共事業の執行についての取組みの強化について

### 公共工事の適正な執行に関する緊急決議（要旨）

〈平成25年4月26日全建決議〉

- 1 迅速かつ円滑な公共事業の施工の確保
- 2 労働者への適切な水準の賃金の支払い
- 3 社会保険等への加入の促進
- 4 適切な価格での契約と脱ダンピング受注の推進

#### I 取組み強化キャンペーンの実施

##### (1) キャンペーンの方法

- イ 「適正な賃金水準の確保」（大臣要請）趣旨の徹底
- ロ 「全建社会保険加入促進計画」の推進

##### (2) キャンペーンの方法

- イ 取組み強化セミナーの実施
- ロ 取組み強化キャラバンの派遣
- ハ 取組み相談窓口の設置 ※
- ニ 取組み強化キャンペーンのホームページの開設

#### II 取組み強化のためのアンケート等の実施

- (1) 建設技能労働者の賃金水準の実態調査
- (2) 賃金水準確保等の取組み状況のアンケート調査

適正な公共事業の執行に関する取り組み強化キャンペーンの重点

| 決議事項                   | 緊急決議   | キャンペーンの重点   |
|------------------------|--|---|
| 迅速かつ円滑な公共工事の施工の確保      | 被災地の一刻も早い復興を図り、国民の安全・安心を確保する強靱な国土を実現するため、全力をあげて迅速かつ円滑な公共事業の施工の確保に努めること。          |   |
| 労働者への適切な水準の賃金の支払い      | 労働者の処遇の改善を図るため、自ら適切な賃金水準の確保に努めるとともに、下請負契約を締結する際には、下請企業に対しても適切な水準の賃金を支払うよう要請すること。 | <p>公共工事設計労務単価が適用される公共工事について、</p> <p>①一次下請への見積り依頼時に公共工事設計労務単価を示し、その引き上げの趣旨にかなう適切な契約を締結する。</p> <p>②技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう、一次下請に要請する。</p> <p>③二次以下の下請企業に対しても一次下請等を介して、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請する。</p> |
| 社会保険等への加入の促進           | 社会保険等への加入を促進するため、自ら社会保険等に加入することはもとより、下請負契約を締結する際には、法定福利費を適切に含んだものとすること。          | 平成25年度の公共工事設計労務単価の引き上げは、社会保険等の個人負担分を含むものであり、「社会保険加入促進計画」に則り、社会保険等への加入を確保するための対応を行う。   |
| 適切な価格での契約と脱ダンプینگ受注の推進 | 適切な賃金水準を確保するため、工事の施工に必要な経費を適切に見込んだ価格での契約の締結に努め、ダンプینگ受注は厳に慎むこと。                  | <p>①全建や地方協会は、国や地方公共団体、並びに民間の発注者に対して、請負契約額に適正な利潤と法定福利費が確保されるよう要請する。</p> <p>②会員企業は、自ら「脱ダンプینگ受注」につとめるとともに下請負業者に対し、標準見積書に則り法定福利費の内訳を明示した見積書の提出を求め、法定福利費の適正な負担に努める。</p>   |